銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等

ニ　農業協同組合法第十一条の二十七に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の十二に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法（平成七年法律第百五号）第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホ　特定信託契約に係る信託受益権（チに掲げるものに該当するものを除く。）

［ヘ・ト　略］

チ　電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第四十三条各号に掲げるもの

三　［略］

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第三十一条の十七　令第十一条の四第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　［略］

二　暗号等資産関連有価証券の信託（主として暗号等資産関連有価証券を含む信託財産の管理又は処分を行う信託をいう。以下同じ。）を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあつては、次に掲げる事項

イ　暗号等資産の性質

ロ　暗号等資産の保有又は移転の仕組みに関する事項

ハ　暗号等資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項

ニ　暗号等資産に表示される権利義務の内容に関する事項

ホ　暗号等資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号等資産に表示される権利に係る債務者又は暗号等資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力、信用又はその行う事業に関する事項

（誇大広告をしてはならない事項）

第三十一条の十九　法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～五　略］

六　暗号等資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあつては、次に掲げる事項

イ　暗号等資産の性質

ロ　暗号等資産の保有又は移転の仕組みに関する事項

ハ　暗号等資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項

ニ　暗号等資産に表示される権利義務の内容に関する事項

ホ　暗号等資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号等資産に表示される権利に係る債務者又は暗号等資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力、信用又はその行う事業に関する事項

る特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

ニ　農業協同組合法第十一条の二十七に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の十二に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法（平成七年法律第百五号）第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホ　特定信託契約に係る信託受益権

［ヘ・ト　同上］

［号の細分を加える。］

三　［同上］

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第三十一条の十七　［同上］

一　［同上］

二　暗号資産関連有価証券の信託（主として暗号資産関連有価証券を含む信託財産の管理又は処分を行う信託をいう。以下同じ。）を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあつては、次に掲げる事項

イ　暗号資産は、本邦通貨又は外国通貨でないこと。

ロ　暗号資産は、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

（誇大広告をしてはならない事項）

第三十一条の十九　［同上］

［一～五　同上］

六　暗号資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあつては、次に掲げる事項

イ　暗号資産の性質

ロ　暗号資産の保有又は移転の仕組みに関する事項

ハ　暗号資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項

ニ　暗号資産に表示される権利義務の内容に関する事項

ホ　暗号資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号資産に表示される権利に係る債務者又は暗号資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力、信用又はその行う事業に関する事項